

## 熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

## ◎ 評価機関

名 称	一般社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
所 在 地	熊本市東区健軍本町1-22 東部ハイツ105
評価実施期間	平成29年8月24日～平成30年3月31日
評価調査者番号	① 第09-015
	② 第13-014
	③ 第10-006

## 1 福祉サービス事業者情報

## (1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人西瀬福祉会 (施設名) 認定こども園さざなみ保育園	種別：幼保連携型認定こども園
代表者氏名：理事長 平山 猛 (管理者) 園長 平山 猛	開設年月日：昭和43年4月1日
設置主体：社会福祉法人西瀬福祉会 経営主体：社会福祉法人西瀬福祉会	定員：100名 (利用人数92名)
所在地：〒868-0077 熊本県人吉市下戸越町1632-1	
連絡先電話番号：0966-22-5519	FAX番号：0966-22-6040
ホームページアドレス	<a href="http://nisifuku3373.sakura.ne.jp/">http://nisifuku3373.sakura.ne.jp/</a>

## (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
就学前の教育・保育の提供 学齢期の子どもの居場所作り、学習支援 地域の子育ての支援 地域の高齢者等の見守り支援、等	入園式、お見知り遠足、夏祭り、夕涼み会、運動会、 音楽お遊戯発表会、卒園式、季節の行事、育児講座、 等					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
0歳から就学前までの保育室 学齢期の子どもの保育スペース 子育て支援室、等	医務室、ランチルーム、事務室、プール、等					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	12	
	主幹保育教諭	1		幼稚園教諭1種		
	保育教諭	12		幼稚園教諭2種	12	
	保育補助	5	1	看護師		
	副園長	1		管理栄養士		
	栄養士	1		栄養士	1	
	調理員	2		社会福祉士	1	
	事務員	1		社会福祉主事		
	合 計	23	1	合 計	28	

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません

## 2 理念・基本方針

◎理念 「涼風漣生 慈以心成（涼風さざなみを生じ、慈愛を以って心と成す）」

(1) 地域福祉向上

人吉の地域福祉の向上に貢献できるようさまざまな活動を展開していく。

(2) 相互扶助

地域の発展のため人と人のつながりを大切にし、助け合うことで地域福祉の向上を実現していく。

(3) 幸福追求

福祉活動を通じて人々の幸福が最大になるよう取り組んでいく。

◎基本方針

(施設の目的)

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

## 3 施設・事業所の特徴的な取組

本園は、平成27年度当初の「子ども子育て支援新制度」の施行に伴い、認可保育所から幼保連携型認定こども園への速やかな移行が実現されています。その上で、徐々に顕在化しつつある我が国の人口減少や少子高齢化といった深刻な問題に対処すべく、「地域包括ケア」の概念を取り入れた積極的な事業展開がなされている点が高く評価されます。園舎から約1km離れた場所に借り上げた民家を「いこいの家さざなみ」と名付けて広く地域に開放し、地域福祉充実の観点から多目的な利用が可能となっていることが、その代表例として挙げられます。本園の安定的経営を図りつつも、常に地域福祉への貢献策を模索する施設長の優れたビジョンのもと、地域共生社会実現のために職員一丸となって日々の教育・保育に取り組まれています。

## 4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年8月24日（契約日）～ 平成30年3月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	なし

## 5 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

○ 「いこいの家さざなみ」を拠点として、地域福祉への積極的な貢献が図られています。

「いこいの家さざなみ」では、「さざなみ☆うお～むはあと」の活動（料理教室や制作活動など）や近隣住民への低額料金での開放（ダンスの練習や会議など）、さざなみ学童クラブの休憩、さざなみ保育園年長児クラスの活動といった幅広い種々の活動目的のために積極的に活用されており、地域包括ケアのための重要な拠点となっています。さらには、自然災害発生時などの緊急避難場所としての活用も想定されています。

○地域における公益的な活動を推進し、その一環として「生活困難者レスキュー事業」を開始しています。

生計困難者が抱える心理的不安の軽減や、利用可能な福祉制度や福祉サービスへの橋渡し役を率先して担い、生計困難者に対する相談・援助を実施することになりました。現時点では活動実績はありませんが、社会福祉法人ならではの公益的な福祉サービスの提供に期待が寄せられます。

○子どもたちの発達、成長を促す多彩な保育サービスが実現しています。

保育計画に基づき、子どもの成長や発達段階に応じた多彩な保育サービスが提供されています。子どもたちに最善のものを提供したいという「こだわり」が要所に感じられます。園舎と運動場は十分な広さを有し、安全で機能的に整備されています。保育室にある移動式の壁や2階倉庫へのアクセスなど職員の利便性も考えられています。保育サービスは、「こども像」を目指すために元気な身体と豊かな情操を育む活動が展開されていますが、特に充実しているのは「食育活動」です。子どもの体験に重きを置き、職域連携と地域の協力を得ながら子どもたちに豊かな食文化が提供されています。また、地域活動にも重点がおかれ、地域行事への参加や施設訪問など子どもたちと地域を繋ぐ営みが充実しています。子どもたちの社会性の涵養に役立つと同時に施設の社会貢献にもなっています。

○子ども一人ひとりを大切にした保育サービスが展開されています。

サービスの利用にあたっては、きめ細かいアセスメントが実施されています。子どもの発達や特徴に応じて個別の支援計画が策定され、支援にあたっては保護者の意向も大切にしながら、必要に応じて機関や専門家の助言を受けて効果的な保育サービスが提供されています。アレルギー疾患の子どもさんへの対応も、保護者と医療機関との連携を保ちながら適切に支援が行われています。職員も自己評価による支援の振り返りを行い、保育スキルを高めるための研修や専門職との連携研修への参加も積極的になされています。

○地域子育て支援活動が充実しています。

「さざなみ☆うお〜むはあと」は年間計画に基づいて保育園の事業として学童保育、一時預かりを実施。また地域の子育て支援活動の拠点としては、年齢ごとの設定活動やふれあいサロン、保護者の自主運営によるサークル、子育て講座などが実施されています。地域の子育てニーズを先取りしながら、多彩で活発な活動が展開されています。地域からの認知度も高く多くの参加があります。

◆ 改善を求められる点

○ 園長が法人理事長を兼務しており、施設運営や様々な事業計画策定の上でも、行政や各種団体との折衝においても、欠くことのできない唯一無二の存在となっています。幅広い専門知識に裏付けられた実践能力や将来を見据えた実行力、強くなりリーダーシップなどが非常に高く評価されますが、万が一のケースを想定すると、法人組織としての脆弱性を指摘せざるを得ません。このような観点から、園長を補佐できる実力を有した人材の発掘・育成が望まれます。また、中長期計画において事業別の詳細な計

画や財務計画は策定されていますが、人材育成については言及があるものの、具体的な計画が策定されているとは言えません。人材確保並びに人材育成は、施設の将来をも左右する重要な要素ですから、具体策の提示が望まれます。

- 乳幼児の保育を行う施設として看護師の配置が求められますが、人材確保には至っていません。保護者がより安心して子どもを施設に預けられるような環境整備の観点から、早期の看護師配置が望まれます。
- 内閣府令第39条において、事故発生の防止のための委員会の設置が求められていますが、当該委員会が設置されていません。重大事故の発生防止や事故の再発のためにも、委員会活動を通じて職員に対する周知徹底が図られることが望まれます。
- ハード面でトイレの使い勝手について、職員から改善の要望が出ています。現場の意見を取り入れながら早急な改善が望まれます。

## 6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H29.12.22)

近年の福祉ニーズの高まりを受けて、年々国の諸制度が変わっており、様々な取組を行う余地が生まれました。すべてを網羅することはできませんが、地域の福祉資源や人材と交流・協力しながら取り組むことの出来ることはしていきたいと思えます。

生計困窮者レスキュー事業や配食サービスについては社会福祉協議会よりご協力いただきながら取り組んでおり、利用件数も増えているところです。

第三者評価を受けることで課題等も明確になり今後の改善あるいは新しい取組等の示唆を得ることができました。今後の改善に取り組んで参ります。

## 7 第三者評価結果

別紙「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	66	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

## 第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。  
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象 I 保育所の基本方針と組織

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「平成 28 年度の主な事業報告」には熊本地震への言及や地域共生社会の実現を目指す土台構築についての報告がなされていますが、園長によって把握されているであろう事業経営を取り巻く環境並びに経営状況についての報告が十分になされているとは言えません。また、複数職員より、当該内容について「わからない」という声が聞かれますので、把握並びに分析結果の明文化と職員に対する丁寧な説明が望まれます。</p>		

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業報告を通じて、幼保連携型認定こども園の経営、地域子育て支援拠点事業、放課後児童等健全育成事業、地域福祉増進事業についての実施状況が把握できますが、PDCAサイクルにおけるC（評価）やA（見直し）に該当する部分が確認できませんでした。とりわけ、職員の理解に関しては施設長自身が懐疑的ですので、今後の組織的実践によって職員の理解が深められることに期待が寄せられます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「にゅうえんのしおり」には単年度の年間行事予定表が掲載され、保護者会総会においても説明がなされていますが、事業計画全般が周知された上で理解が促されているとは言い難い状況です。このことについて「わからない」と答える職員も見られますので、わかりやすい資料を用いての利用者等への周知が図られ、職員も当該内容を理解することができるような取組が望まれます。</p>		

#### I-4 保育の質の向上への組織的・計画的な取組

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>PDCAサイクルが既に導入されており、当該手法は職員にも徐々に浸透しています。園児別に作成される「育ちの気づきノート整理シート」にも当該サイクルが用いられ、気付き項目が毎月上旬・中旬・下旬に記入された上で、将来に向けた取組内容が検討されています。また、個別経過表には（PD）という付記があり、常にPDCAサイクルを意識した書類作成がなされています。但し、事業計画には、評価結果に基づいて組織的に取組むべき課題が明確化されているとは言い難く、計画的な改善策の構築には至っていないと認識している職員も少なくありませんので、組織的かつ計画的な取組が期待されます。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>重責を担っている園長自らが各年度の職員についての職務分担表を作成し、職員への配布も行われています。職員会議などにおける口頭での説明もなされていますが、管理者の役割や責任を理解できていない職員の声も聞かれますので、全職員への周知と十分な理解が図られるような一層の努力が望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長はコンプライアンスに対して十分な配慮を示しており、保育者の心得や服務心得などによって法令遵守の精神が徹底されるとともに、「さざなみ保育園機密保持規程」や「社会福祉法人西瀬福祉会苦情対応規程」、さざなみ保育園利用者を対象とした「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」などが作成され、園内研修会などで職員への周知を図っています。しかしながら、理解には至っていない職員も見られますので、職員が順守すべき法令の内容を理解できるよう、根気強い取組がなされることが望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「平成29年度教育及び保育の内容に関する全体的な計画」を園長自らが編集作成しており、保育のみならず教育の質の向上への取組意欲は並々ならぬものがあります。また、園長自身が第三者評価事業の評価委員を務めており、本園が提供すべき教育・保育に係る各種サービスの質の向上の必要性を十分に理解されています。他方では、それらの取組や努力が職員に正しく伝わっていない面も指摘されますので、管理者としての指導力の発揮を職員が実感できるような取組が期待されます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人事業は継続事業と新規事業に区別され、後者に帰属する生活困窮者支援事業と地域福祉増進事業に意欲的に取組まれています。とりわけ、地域福祉増進事業については、「向こう三軒両隣」「相互扶助」「福祉増進」を事業理念として、行政や社会福祉専門家との幅広いネットワーク構築が目指され、地域における諸問題の解決に取組まれています。また、財務計画としては、独立行政法人福祉医療機構からの設備資金借入金の償還計画や施設整備積立金や修繕積立金などの積立計画が策定され、資金の内部留保について十分な検討がなされています。一方では、「経営についてはわからない」といった職員の声も聞かれますので、さらなる取組が望まれます。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就職希望者を対象として作成された「働くみなさんへ」という冊子には、本園の目指すことも像や保育活動、地域子育て支援活動、研修体制、福利厚生制度などがわかりやすく説明されています。福祉人材の定着に関しては、すごろく形式で作成された「さざなみ☆人生ゲーム」によって、本園でのキャリアアップの道筋がわかりやすく解説されています。一方、福祉人材難が顕著となっている状況のもと、ハローワークの活用や就活ガイダンスの実施、福祉のお仕事（WEB上のサイト）、口コミなどによる紹介など様々な手段での人材確保が図られていますが、良好な結果は得られているとは言えません。また、事業計画には福祉人材の確保に関する具体的な計画が策定されていませんので、実効性のある計画策定が望まれます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年5月に職種に応じたチェックリストが作成され、各年度の個人目標並びに実行すべきことが職員別に明確化されています。また、園長の考案による「さざなみポイント記録票」の利用による各職員の自己採点が行われています。現在は試用段階ですが、将来的には人事考課制度に活用される予定です。人事管理について「わからない」という職員が見られますので、当該内容についての丁寧な説明が望まれます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員を対象とした、園長による個人面談が各年度2回（春季と冬季）実施され、職員の意向調査が実施されています。また、誕生月を迎えた職員を招いての食事を園長自らが企画し、年齢層や職種、経験年数などが異なる複数の職員とともに、ざっくばらんな会話を通じて相互理解が深められるような努力がなされています。他方では、「就業時間内にできない仕事がある」「もう少し早く帰宅したい」「園長の様々な配慮には感謝しているが、就業中になかなか休憩できないことがある」といった職員の切実な声も届いていますので、一人ひとりの職員にとって、さらに働きやすい職場の実現に向けた取組が望まれます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成29年度事業計画の基本方針の中に「職員の専門性を向上するべく研修を実施し、あるいは参加機会を設ける」と明記されています。年度毎の研修計画のもと、園内並びに園外の研修会への参加機会が豊富に確保されており、研修参加後の研修参加報告書の作成が義務付けられています。平成28年度の本園の資金収支計算書には、十分な研修研究費支出額が計上され、職員の教育・研修に力が入れていることがわかります。しかしながら、職員配置の問題などから必ずしも計画通りには実施されないケースも見受けられますので、今後解消すべき課題として取り組むことが望まれます。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生の受入れについては積極性が認められますが、実習生受入規程など施設としてのプログラムやマニュアル整備はなされていません。「実習生等が少ない」という園長のコメントが見られましたが、実習生を経て職員採用に至るケースも少なくありませんので、貴重な福祉人材確保の観点からも、規程の整備並びに今後の積極的な取組が期待されます。</p>		

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>予算書並びに決算書については、法人全体と、本部会計、さざなみ保育園、いこいの家さざなみといった拠点毎に適正に作成され、注記事項も適正に作成・開示がなされています。また、平成29年度からは、新規事業である生活困窮者相談支援事業についても、独立したひとつの拠点として予算書が作成されています。公正性や透明性を担保するための努力を園長は惜しんでいませんが、一部の職員にとってはわかりづらいようですので、よりわかりやすい説明が望まれます。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域性も影響しており、ボランティアの受入実績は多くありません。しかしながら、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にすることは大切ですし、ボランティア受入れに関するマニュアル整備も必要であると考えられます。毎年度、中学生の福祉体験活動や人吉市社会福祉協議会からの要請によるボランティアの受入実績がありますので、今後の体制整備が望まれます。</p>		

## 評価対象III 適切な福祉サービスの実施

### III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した保育提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に保護者からの聞き取り調査を実施し、これに基づいた園児の個別記録が作成されています。アセスメント表には家族構成や留意点などについて詳細に記録されるとともに、必要に応じて更新記録が記入されています。これらの内容が個別経過表や家族支援に有機的に繋がられています。他方、利用者調査票によると、入園時の情報がわかりやすい内容になっていかなかったといった意見や、快く見学を受け入れてくれたかわからないといった意見も複数見られますので、入園時の情報提供等には工夫が必要であると考えられます。</p>		
31	III-1-(2)-② 保育サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育サービスの開始や変更にあたっては、重要事項説明書に基づく説明がなされてから、保護者から入園同意書を徴しています。また、認定こども園さざなみ保育園運営管理規程についての同意を取り付けてから、認定こども園さざなみ保育園利用契約書に基づいて利用契約が締結されています。利用者調査票によると、入園時に個別の面接があった、子どもの様子や生育歴をしっかりと聞いてくれたと答えた保護者が9割程度を占めていますが、園の目標や方針、保育園での1日の過ごし方、費用などについての説明があったと答えた保護者が7割弱となっており、入園時の説明をより丁寧に行うことが望まれます。</p>		
32	III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園児の転園などの際には、福祉サービスの継続性に配慮するとともに、転園先での生活に</p>		



スムーズに移行できるように、当該児童の個別記録の「配慮の実際」についての記録が送付されています。このような丁寧な対応がなされているにもかかわらず、「わからない」と答える職員も見られますので、職員への周知と情報共有が必要であると考えられます。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>お見知り遠足や夏まつり、夕涼み会、運動会、音楽発表会、育児講座などの行事終了後に、保護者を対象としたアンケートを実施し、集計後に全世帯に当該結果が配布されています。この取組によって利用者満足の上昇が図られているものの、仕組みの整備までには至っていませんので、保護者の要望や意見が反映されるように、主要な行事のみならず、本園の運営全般についてのアンケートの実施などについて検討されることが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者向けの「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」が作成された上で、解決責任者並びに受付担当者、さらには町内会長や法人の監事が務める第三者委員も選定されています。また、ホームページ上には「苦情解決公表」のページがあり、月毎の苦情・要望等の結果が広く公表されています。平成29年9月には、保護者がノートに記した苦情についてのお詫びと改善策が当該ページに述べられていました。利用者調査票において、本園から苦情処理制度の周知があったかわからない、苦情処理制度の説明はわからないといった回答が回答数の約4分の1を占めていましたので、保護者に対する説明を丁寧に行い、この仕組みが利用しやすいような工夫が望まれます。なお、上述の仕組みについての文書の最終改定日が認定こども園移行前の平成23年4月1日ですので、文言等の修正が必要であると考えられます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>上述の「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みについて」には、申出書、改善通知書、意見・要望・苦情・不満について調査しない旨の通知書といった添付書類があり、保護者が希望すれば苦情等を申し立てることができるように配慮されています。しかしながら、園舎内に意見箱等の設置が見られず、保護者にとって相談したり、意見を述べたりしやすい環境が整えられているとは言えない状態ですので、保護者が利用しやすい環境整備が望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>認定こども園さざなみ保育園安全管理マニュアルが整備され、事故防止、事故発生時の対応、再発防止について具体的に記述されています。また、「平成29年度教育及び保育の内容に関する全体的な計画」の中にも、消防署の査察、消火訓練の実施、安全教育年間計画、警察署の指導による安全教室の実施が記載されており、安心・安全な教育・保育を担保するための取組が認められます。今後、既存のシステムに事故防止委員会が関与するような体制が構築されることが期待されます。</p>		

## 評価対象Ⅳ

### A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1・2歳児「バンビ1歳」「シープ」の保育については、自分でしようとする意欲や探索活動が十分に行えるような安全な環境が提供されています。子どもの発達課題を押さえ、基本的な生活習慣の獲得を目指し、戸外遊びや音楽遊び、食育にも重きを置き、子どもの世界の広がりに応じて社会体験や自然との係わりを重視した保育が展開されています。ハード面に関してですが、子どもの排泄の自立を促していく時期にあたることから職員からあがっている、トイレと手洗い場の改善の要望には早急に取り組む必要があります。</p>		
	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の接し方と、児童を個人として尊重する取り組みは、子どもの権利という観点から、日々の保育サービスにおいても自覚されています。職員のチェックリストによる自己評価を通じ、振り返りの機会を持たれており、努力の後が見られますが、職員アンケートからは、言葉遣いや接し方の振り返りの機会提供のことが挙げられています。保護者アンケートでは、比較的到高評価ではありますが、意見の一部については、専門職として謙虚に受け止めなければならないものもあります。継続的に理解を図っていただくための努力を期待します。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが心地よく過ごせる生活空間として人的、物的環境が整備されています。それぞれの子どもの成長や発達の課題に沿って機能的、また創造的に営まれています。特に寝具の管理などの衛生面の配慮や年長の子どもの午睡の時間の調整にも配慮がなされています。</p> <p>ハード面の特徴として空間確保のための可動式の壁や備品の搬入出の際の職員の負担を減らすためのリフトなど工夫がされています。一方では、未満児(0歳・1歳児)のトイレが狭く、手洗い場がトイレの中にあり、使い勝手や衛生面の配慮について課題があります。また、比較的園舎が新しく機能的に整備されているものの、定期的なメンテナンスの必要性を感じた箇所があります。(例;エアンの吹き出し口の埃)</p>		
	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育課程では、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、子どもたち健康で安全な生活を実現するための基本的な生活習慣(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など)を培うことを目標にしています。</p> <p>子どもの基本的な生活習慣の獲得は保護者と協力して行わないと実現ができないものです。そのためには子どもの情報共有が不可欠であり、各クラス担任と保護者とは適切な連携が保たれています。保育室の配置や機能については適切ですが、前出のトイレについては子どもの排泄の自立を効果的に行うためにも改善が必要です。</p>		

## A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障がいのある子どもさんへの対応については、対象となる子どもがいないということですが、発達障がい傾向の子どもさんがおられ、関係機関と連携をとっているとあります。職員の方では具体的なケースを取り扱う機会が少ないということで、実際に受入になった際への不安を持っておられる方もおられます。様々な障がいへの対応が可能となるように引き続き、ハード面の安全対策、バリアフリー化を推進されること、さらには職員のスキル向上のための研修の場の提供が求められます。</p>		
A-2-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a (b) c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康診断は年2回、歯科検診は1回実施されています。その結果については、保育サービスでの個別の保健計画に十分に反映されています。あわせて結果を担当から保護者にきちんと伝えるシステムが備えられています。しかしながら保護者アンケートによると大半の保護者には伝わっていると認識されますが、説明不足を感じている保護者が12%となっています。保護者と診断結果を共有し、家庭での生活に活かしてもらうためにも保護者への情報提供は重要です。</p>		

(参 考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象Ⅰ～Ⅲ)	23	22	0
内容評価基準 (評価対象A)	21	6	0
合 計	44	28	0